

## WAKUWAKUまちじゅうビエンナーレ支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、UBEビエンナーレの開催に当たり、市民活動団体や企業等(以下「団体等」という。)が自主的に取り組むUBEビエンナーレと関連又は連携する事業に対して、宇部市全体の活性化及びUBEビエンナーレ開催機運の醸成を図ることを目的とする「WAKUWAKUまちじゅうビエンナーレ支援事業助成金(以下「助成金」という。)」を交付することについて、必要な事項を定める。

### (助成対象団体)

第2条 助成金の交付対象となる団体等(以下「助成対象団体」という。)は、次の各号のすべてに該当する団体等とする。

- (1) 複数の構成員で組織し、代表者を定めていること。ただし、法人格の有無は問わない。
- (2) 組織の運営に関する規約、会則等を定めていること。
- (3) 市税、使用料等の市の収入に係る滞納がないこと。

### (助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、助成対象団体が市内で実施するイベント等の実施、グッズ等の商品開発その他UBEビエンナーレと関連又は連携する事業で、助成を行う年度内の市長が別に定める期間内に着手し、完了できるものとする。

### (助成の制限)

第4条 次に掲げる事業は、助成対象事業としない。

- (1) 憲法その他諸法令の規定に抵触する事業
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる内容をもつ事業
- (3) 特定の政党及び宗教並びに暴力組織その他思想的背景を団体が実施する事業
- (4) 特定の団体又は個人の宣伝、利害等を目的とする事業
- (5) 申請年度中に、申請事業と同様の内容で、国若しくは地方公共団体(宇部市を含む。)又は民間が実施する助成制度による助成を受ける事業

### (助成対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業に直接要する経費とする。この場合において、事業の実施により得た収入があるときは、直接経費から、その収入を除いた額とする。ただし、商品開発後の販売によって生じた収入は、この限りでない。

2 次に掲げる経費は、助成対象経費としない。

- (1) 団体等の維持のための経常的経費
- (2) 団体等の構成員に対する人件費、謝礼、懇親に要する経費
- (3) 土地、建物等の取得又は整備に要する経費
- (4) 前3号に規定するもののほか、事業実施に係る直接的経費と認められない経費

### (助成金の額等)

第6条 助成金の交付限度額は1事業20万円とし、助成率は助成対象経費の10分の8以内とする。

2 助成金の算定において、千円未満の端数が生じたときは、助成金の額は、その端数の金額を切り捨てた額とする。

3 市長は、予算の範囲内において、助成対象事業及び助成金の額を決定する。

#### (交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体等は、WAKUWAKUまちじゅうビエンナーレ支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付の上、市長が定める期日までに提出しなければならない。

#### (審査)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、助成金の交付の可否及び助成金の額について、審査するものとする。

#### (交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の審査を経て助成金の交付及び助成金の額を決定したときは、WAKUWAKUまちじゅうビエンナーレ支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

3 市長は、助成金の交付をしないと決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

#### (変更承認申請)

第10条 助成金の交付決定通知を受けた団体等(以下「助成金交付決定団体」という。)は、助成対象事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ、WAKUWAKUまちじゅうビエンナーレ支援事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の変更交付決定を行い、WAKUWAKUまちじゅうビエンナーレ支援事業変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。ただし、助成金の額は、前条第1項に掲げる交付決定通知に記載された金額を超えないものとする。

3 市長は、第1項の承認に際して必要な条件を付することができる。

#### (中止の届出)

第11条 助成金交付決定団体は、助成対象事業をやむを得ない理由により、中止しようとするときは、速やかにWAKUWAKUまちじゅうビエンナーレ支援事業中止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

#### (実績報告書)

第12条 助成金交付決定団体は、助成対象事業完了日から30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、WAKUWAKUまちじゅうビエンナーレ支援事業実績報告書(様式第6号)に関係書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

#### (助成金の請求)

第13条 助成金交付決定団体は、事業完了後、助成金の交付を受けようとするときは、WAKUWAKUまちじゅうビエンナーレ支援事業助成金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の円滑な遂行を確保するうえで必要があると認めるときは、第9条第1項又は第10条第1項の規定による助成金の交付決定額の範囲内で、概算払いにより助成金を交付することができる。

3 助成金交付決定団体は、前項の規定による助成金の概算払いの交付を受けようとするときは、WAKUWAKUまちじゅうビエンナーレ支援事業概算払請求書(様式第8号)を市長に

提出しなければならない。

#### (助成金の精算)

第14条 前条第3項の規定により概算払いを受けた助成金交付決定団体は、事業実施後、速やかにWAKUWAKUまちじゅうビエンナーレ支援事業概算払精算書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による概算払いの精算の結果、精算額が第9条第1項又は第10条第1項の規定による助成金の交付決定額を下回ったときは、市長は助成金交付決定団体に対して、期日を定めてその差額を戻入させるものとする。

#### (交付決定の取消及び助成金の返還等)

第15条 市長は、助成金交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び助成金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (2) 助成対象事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- (3) 申請、報告に虚偽の事項が認められたとき。
- (4) 第11条に規定する届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

#### (情報の公開)

第16条 この要綱の規定に基づき、助成金交付決定団体が提出した書類は、原則として市民の閲覧に供することができるものとする。

#### (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

#### (施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

#### (検討)

第2条 市は、この要綱の施行後3年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。